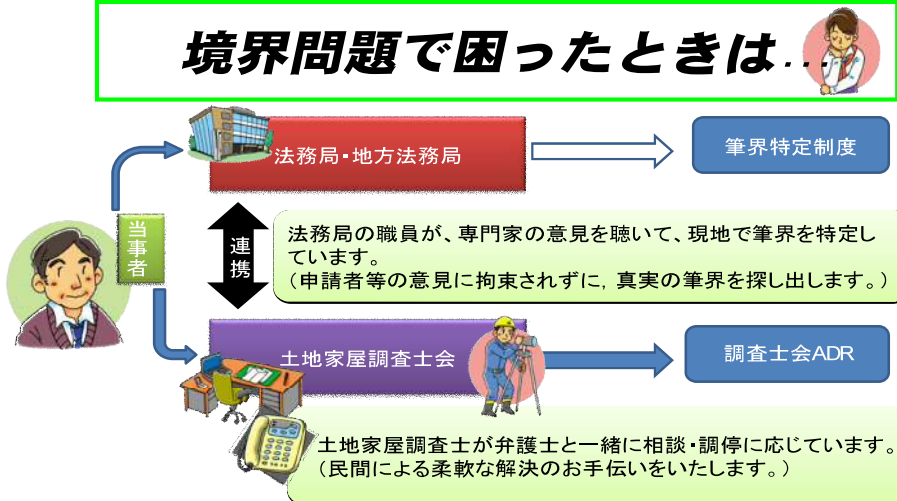


境界問題でお困りの方へ

境界問題で困ったときは...



どこが違うの？

- 筆界特定制度は、

筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

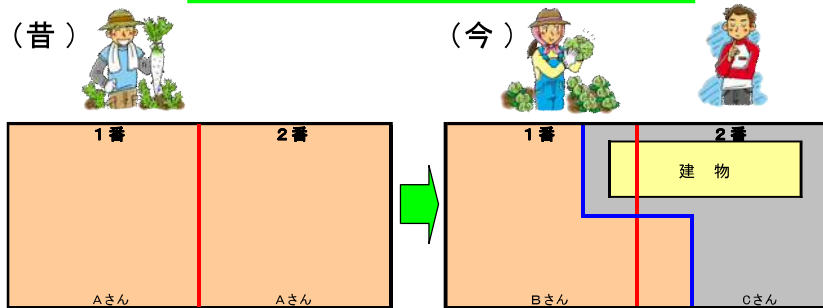
* 明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

- 土地家屋調査士会ADRは、

境界問題全般を解決します。

* 相手方の承諾がないと手続を進めることができません。

筆界？所有権界？



— 筆界...筆界の位置は、売買・交換等で自動的に移動することはありません。
 — 所有権界...所有権界の位置は、売買・交換等で移動することがあります。
 (筆界と所有権界の位置が異なる場合があります。)

- * 筆界特定制度についてのお問い合わせは 大津地方法務局地図整備・筆界特定室 電話 077(510)2580
- * 調査士会ADRについてのお問い合わせは 境界問題解決支援センター滋賀 電話 077(525)0923

もうひとつの解決方法

